

地域リハビリセンター茨城リハビリテーション病院デイケア

通所リハビリテーション

介護予防通所リハビリテーション

【 重要事項説明書 】 2023 年 11 月 1 日現在

1. 事業所の内容

事業所名	地域リハビリセンター茨城リハビリテーション病院デイケア
所在地	茨城県守谷市同地字仲山 3 6 0
事業者指定番号	0 8 1 2 4 1 0 7 9 3
管理者・連絡先	院長：篠田 雄一 ・ TEL 0297-28-7100（直通電話）
サービス提供地域	守谷市、つくばみらい市、取手市

2. 事業所の職員体制（業務の状況に応じて職員数の増減あり）

職 種	資 格	人 員
管理者	医師	1 名（兼務 1 名）
機能訓練士	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5 名以上
看護職	看護師・准看護師	1 名（兼務 1 名）
介護職	介護福祉士・ヘルパー	8 名以上

3. 事業所の営業日 営業時間

利用時間	月曜日～土曜日	祝・祭日	日曜日
3時間～4時間	8:30～12:30	8:30～12:30	休 業
6時間～7時間	9:00～16:00	9:00～16:00	

※ 年末・年始休業 12 月 31 日～1 月 3 日

4. 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの目的と運営方針

< 目的 >

通所リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、リハビリテーション実施計画書を作成し、利用者の「心身機能」、「活動」、「参加」等の生活機能の維持、向上を図ることを目的とする。

< 運営方針 >

1. 要支援・要介護状態等の心身の特性を踏まえ、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の「心身機能」、「活動」、「参加」等の生活機能の維持・向上、及び社会参加の促進に努める。利用者家族の心身的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の介護及び、個別化を重視した機能訓練、並びにその他必要な援助を行う。
2. 利用者の意思及び人格、自己決定権を尊重し、常に利用者の立場に立ちサービスの提供を行う。
3. 事業の実施にあたり、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5. 利用料金

- ・ 別途料金表をご覧ください。（要介護認定による要介護度・要支援等の程度及びケアプランにより計画された実施時間、各種加算によって利用料が異なります）
- ・ 交通費 通常の事業実施地域（守谷市、つくばみらい市、取手市）以外 については、1利用日 500円を頂きます。

※ 支払方法 ： 毎月、15日前後（利用日により前後します）に前月分を請求いたします。

口座振替にて集金させていただきます。

※ キャンセル料： 前日の午後5時まで(前日が休日の場合前々日午後5時まで)に
連絡をいただけた場合は無料。 期日までに連絡のない場合は
キャンセル料として一律、¥650を頂きます。

6. 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所相談窓口	電話番号	0297-28-7100
	FAX 番号	0297-48-6116
	対応者	管理者 篠田 雄一
	対応時間	8:30~17:00

○ 上記の他、各市町村・茨城県国民健康保険団体連合会(国保連 029-301-1565)においても
苦情申出窓口がございます。

7. 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人 三星会
代表者名	山本 登
所在地・電話	茨城県守谷市同地字仲山360 0297-48-6111(代表) 0297-28-7100(デイケア直通)
業務の概要	茨城リハビリテーション病院 茨城リハビリテーション病院訪問看護ステーション 茨城リハビリテーション病院ケアサービス 茨城リハビリテーション病院デイサービスセンター

当法人はリハビリテーションを専門とした病院運営を主軸に行い、介護保険制度においては
自立支援を援助できる専門職種を各事業所に配置し運営を行っています。

第三者評価は非実施対応となっております。

8. 非常災害対策

非常災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

非常災害に備え、定期的に避難訓練等を行う。

9. 虐待の防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止の責任者は管理者とする。
- (2) 「虐待防止委員会」を設置し、虐待防止のための対策の検討と体制の整備を行う。
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する啓発・普及のための研修の実施。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

10. 緊急時・事故発生時の対応

サービス提供中において、事故が発生した場合

- (1) 管理者に報告し、利用者の家族及び市町村関係窓口に連絡を行い必要な処置をとります。
- (2) 事故原因を解明し、再発防止の対策を講じます。
- (3) ご利用中、体調不良を訴えられた場合、「デイケア利用中の緊急時対応について」に従って対応させていただきます。
- (4) 緊急時の連絡先、医療機関の連絡先につきましては別に記載をお願いいたします。